

平成15年度 施策評価表

○総合計画における位置付け等

平成15年6月20日記入

基本目標	Ⅱ ▼ ゆとりある みどり豊かな環境共生都市をめざして	施策コード	24110
政策名 (章)	第4章 美しいまちなみと良好な居住環境を創造します	評価担当課	建築部 ▼
基本施策名 (節名)	第1節 魅力ある都市空間の創造		みどり対策課
施策名	自然景観や歴史的景観の保全	課長名	柳川 勝

1 施策の概要・目的

市内に残された貴重な緑地、河川などの自然景観や、歴史的建造物などの文化的財産を良好に保全するほか、地域の景観に配慮した街路樹の配置など、自然や歴史を生かした街並みづくりを進める。

2 施策の現状

木もれびの森や横山丘陵緑地、相模川沿岸の斜面緑地などを近郊緑地特別保全地区として指定するとともに、市民と協働して良好な管理・活用を図っている。また、歴史的建造物など貴重な文化遺産を「市指定文化財」として登録し保全に努めているほか、基幹的道路に景観に配慮した街路樹を配置し、愛称を設定して親しんでもらうなど、自然や歴史を活かした街並みづくりを進めている。

3 総事業費及び人員

(1) 施策に要している総事業費

49,480

千円……構成事務事業全体の事業費合計(人件費含む) ※再掲分の合計

(2) 市民1人当りの事業費

80

円/人……人口は、61.6万人とした。(平成15年4月1日現在人口)

(3) 全施策中の順位(事業費)

この施策の市民一人当たり事業費は、全123施策のうち、第 90 番目です。

(4) 施策に要している人員

0.63

人……構成事務事業全体の人員合計

4 評価指標

指標	指標名および指標式	指標の意図	現状値と目標値			目標
			現状	目標	達成度	目標年度
指標1	緑地保全地区等指定率 指定面積÷指定目標面積×100	みどりの基本計画で設定した指定目標の進捗率を指標として捕らえる	177 ha 単位	0 50 100	88.50%	目標年度
			200 ha 単位			達成度
指標2			単位	0 50 100		目標年度
			単位		達成度	%
指標3			単位	0 50 100		目標年度
			単位		達成度	%

5 必要性…市民ニーズに合っているか、行政需要の変化に対応しているか

平成12年度に行った市政世論調査で自然に関して市民が誇れる(魅力あると思う)ものとして「相模川」「木もれびの森等」「相模川沿いの田園風景」などが挙げられており、これらの保全はこの住民ニーズに合致するとともに、温暖化防止など地球環境保護にも貢献する。また、景観に配慮した街路樹の配置は街並みのイメージアップにつながるなど「魅力あるまちづくり」に資する。

6 有効性…期待される効果があがっているか

木もれびの森や横山丘陵緑地・相模川沿い緑地などを近郊緑地特別保全地区として指定したことにより、これらの自然景観については恒久的な保全が図られている。また、「街路樹のあるみちづくり」により、一部道路が市民から募集して決めた愛称で親しまれるなど、街並みに対する市民の愛着が深まっている。

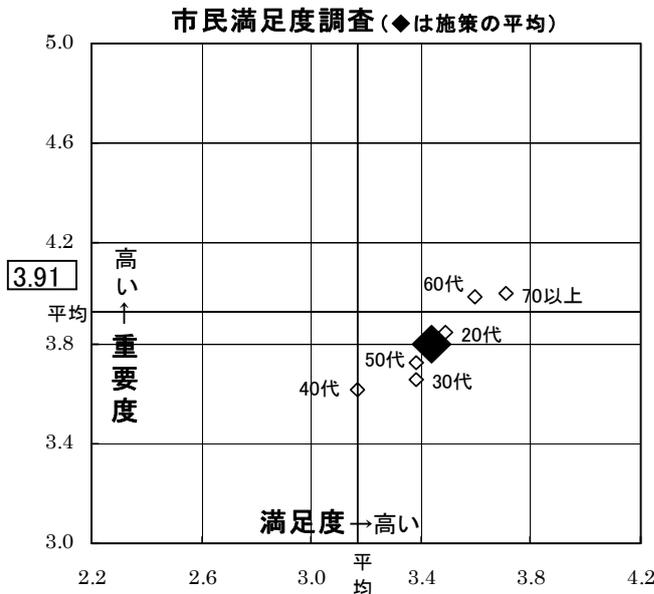
7 効率性…費用対効果が優れているか、もっと大きな効果が得られるものはないか

指定緑地や相模川などの景観に係る維持管理については、できる限り市民ボランティアとの協働により効率的な管理を進めている。

8 市民満足度調査結果からの分析(平成15年度調査)

- ◆この施策の満足度は、3.441で、調査した51施策の中で4番目です。
- ◆この施策の重要度は、3.796で、調査した51施策の中で32番目です。
- ◆この施策の改善要望度は、0.251で、調査した51施策の中で43番目です。

◇年齢別にみると、満足度及び重要度ともに60歳代以上で高く、40歳代で最も低くなっています。満足度が高いほど重要度も高くなる傾向がみられます。



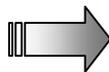
市民満足度調査は、基本施策51項目(節)について調査しています。したがって、上位の基本施策が同じ場合は同じ内容となっています。(「〇総合計画における位置付け等」参照)

9 課題…施策を実現するにあたり、課題となっていること等

緑地保全地区については、今後、都市緑地保全法に基づく土地所有者からの買取申し出への対応が財政的に大きな課題となる。また、街路樹に係る剪定等の維持管理については、生活環境への配慮と景観保全のバランスの確保が課題となっている。

10 今後の方向性(一次評価)

今後の方向
<input type="checkbox"/> 拡充する
<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持する
<input type="checkbox"/> 見直し



説明及び具体的内容

自然及び歴史的景観の保全については、特に民有財産に係る所有者の負担等をできるだけ軽減し、良好な環境を将来にわたって確保していくため、市民ボランティアと行政が連携して役割を担い合う仕組みを確立・浸透させていく必要がある。また、景観保全の担保性を高めるための取組み(条例制定など)を検討する必要がある。

11 2次評価

説明

<input type="checkbox"/> A
<input checked="" type="checkbox"/> B
<input type="checkbox"/> C

12 外部意見

説明

市民の貴重な財産として、適正な保全方策や管理方法の検討・実施を行なう必要がある。

